

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 21 年 度
条 例 名	神奈川県立スポーツ会館条例		
条 例 番 号	昭和 59 年神奈川県条例第 4 号	法 規 集	第 14 編第 5 章第 4 節
所 管 部 局 室 課	教育委員会教育局スポーツ課		
条 例 の 概 要	スポーツの振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与するための施設である神奈川県立スポーツ会館の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	県立スポーツ会館は、スポーツの振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与するための施設であり、現在においても設置する必要がある。この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県立スポーツ会館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	県立スポーツ会館は、スポーツ教室の開催、施設の貸出し等により、県民のスポーツ活動等の場として積極的に活用されており、有効に機能している。	利用者数（人） 平成 20 年度 47,169 平成 19 年度 44,088 平成 18 年度 43,307
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	県立スポーツ会館には、スポーツの振興に相当の知識及び経験を有する者を従事させることができることなどの一定の基準を満たす法人その他の団体に、一定期間、施設の管理等を行わせる指定管理制度を導入しており、効率的な施設運営が行われている。	指定管理者 (財)神奈川県体育協会 指定期間 平成 21 年 4 月 1 日から 平成 26 年 3 月 31 日まで
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	県立スポーツ会館は、スポーツ活動を拓げる環境づくりのため、県の総合計画である「神奈川力構想」、教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」に基づいて運営されている。また、指定管理者制度を導入しており、「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方にも合致している。	
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 無